

市町村合併に伴う新市例規に関する法規審査委員会設置要領

(設置)

第1条 佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会（以下「協議会」という。）が行う新市の条例、規則及び規程等（以下「新市例規」という。）の立案・策定にあたり、その新市例規を審査するため、市町村合併に伴う新市例規に関する法規審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次の事項について審査する。

- (1) 新市例規に関すること
- (2) その他特に協議会の会長が審査を命じた事項に関すること

(委員)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(構成)

第4条 委員会は委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員のうちから互選により選出する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(関係職員等の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、協議会の専門部会長又は第8条第1項に規定する法規審査班の出席を求めることができる。

(審査の結果)

第7条 委員会は、審査を終了したときはその結果に基づいて協議会の会長に報告するものとする。

(法規審査班)

第8条 委員会に審査する事案について検討又は確認を行うため、委員会に法規審査班を置く。

- 2 法規審査班の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年2月24日から施行する。

別表

市 町 村 名	職 名
佐 久 市	助 役
	総 務 部 長
	庶 務 課 長
	企 画 調 整 課 長
臼 田 町	助 役
	総 務 課 長
	企 画 調 整 課 長
浅 科 村	助 役
	総 務 課 長
	企 画 室 長
望 月 町	助 役
	総 務 課 長
	合 併 対 策 室 長